

# JL NEWS

Japan League on Developmental Disabilities

May 2023 | NO. 147

特集

## 「障害者の権利に関する条約に対する 対日審査の総括所見」から考える

### Introduction

国連の「障害者の権利に関する条約」(以下「権利条約」という)に基づく障害者権利委員会による政府報告書への審査(いわゆる対日審査)が2022年8月にスイスのジュネーブで行われました。その回答でもあり日本が進むべき方向性を示した「総括所見」が9月に示されました。その内容を障害者福祉に携わる多くの方が、様々な思いで受け止められたことと思います。

一方で、権利条約の総括所見に関する関心が福祉の現場に浸透しているかといえば、実際のところはまだまだである、もしくは情報としても知識としても知らないという現状があるのも事実です。権利条約自身の認知度はさておき、対日審査の情報は関心のある方は、仮訳などから大きな衝撃を受けたり、現状との乖離にこの先の方向性について懸念や覚悟をもって捉えています。多くの地域での現場感としては、国のやること、施策など大きなこと、で自分たちの範疇と捉える感覚は乏しいのかもしれない。

今回の特集では、権利条約の対日審査の総括所見をいかに自分事として捉えるかを問いますが、実際はすでに指摘された課題が身近な地域で大きな現実としてあるということを再認識する機会になればと考えています。

本誌の又村編集委員長には、より身近な制度としての「児童福祉法・障害者総合支援法の改正」について障害者権利条約の総括所見の視点を含めて、包括的に、かつ要点を丁寧に解説いただきました。障害者総合支援法を含む日本の国内の障害者施策は権利条約の批准(2014年)から障害者基本法の改正(2011年)をはじめとして、今回の対日審査に向けて(そのためだけではありませんが)体系的に進められてきたといえます。総括所見のなかで評価された点もちろんありますが、「強い要請」という文言を用いて示された今後真剣に取り組むべき課題も多く存在します。まずは身近な障害者制度との関連により権利条約の総括所見を俯瞰してみることが、より自分事とする第一歩ではないでしょうか。

また今回、筆者が活動する東京都北区(何度か本誌でも紹介していますが)を例にとり、東京家政大学人文学部教育福祉学科教授の田中恵美子先生へのインタビューをとおして、権利条約の総括所見の要請がいかに身近な存在であるか、またそのために何をすべきかを考察してみたいと思います。各地域で進むべき方向性を考えるきっかけになればと期待します。

# 障害者総合支援法改正のポイント

## 障害者権利条約対日審査総括所見の視点を含めて

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長 /  
公益社団法人日本発達障害連盟 常務理事

又村あおい

知的・発達障害のある人や子ども（以下、知的・発達障害者）の福祉サービスに関して定めている障害者総合支援法（以下、総合支援法）の改正案が、昨年12月に可決成立しました。また、障害児の福祉サービスを規定する児童福祉法の改正案は、昨年6月に成立しています。いずれの法律も施行は令和6（2024）年4月からとなります。

一方で、昨年9月には国際連合の「障害者の権利に関する条約」（以下「権利条約」という）の対日審査における総括所見（以下「総括所見」という）が示され、その内容に関係者の注目が集まりました。ここでは、権利条約総括所見の内容を概括しながら、総合支援法・児童福祉法改正のポイントを整理したいと思います。

### 権利条約総括所見の概要

権利条約は国連で2006（平成18）年に採択され、日本は2014（平成26）年に批准しています。その名のとおり、障害のある人の権利（基本的人権）を尊重することを求める内容となっており、その内容に沿って批准国の障害者施策について国連の障害者権利委員会が定期的に審査することとなっています。その審査結果が「総括所見」として公表されるわけです。

今回は、日本の初回審査ということで注目されましたが、特に知的・発達障害者への関係が深い部分としては、次のような勧告や要請が示されました。

#### 権利条約総括所見の勧告や要請

##### （知的・発達障害分野関係）

###### 【一般原則】

(1) 特に知的・精神障害者との緊密な協議機会を

確保すること

(2) 津久井やまゆり園事件について、社会全体に優生思想や能力主義的な思想が背景になかったのか見直しすること

###### 【法の下での平等】

(3) 代理代行的な意思決定体制を廃止する観点からすべての差別的な法規定と政策を廃止して、障害者が法の下で平等に認められる権利を保障するために民法を改正すること

(4) 必要な支援の水準や形態にかかわらず、全ての障害者の自律、意思及び選好を尊重する支援を受けて意思決定をする仕組みを構築すること

###### 【搾取、暴力、虐待からの自由】

(5) 障害者虐待防止法を見直し、障害者に対する暴力の防止をあらゆる場面へ拡大するため、障害者虐待防止法を見直すこと

###### 【自立した生活と地域社会への包容】

(6) 障害児を含む障害者の施設入所を終わらせるため、障害者が地域社会で自立して生活するための整備や支援に再配分することについて、迅速な措置をとること

(7) どこで誰と暮らすかを選択する機会を持ち、グループホームを含む特定の生活施設で生活する義務を負わず、障害者が自分の生活に対して選択とコントロールを行使できるようにすること

(8) 障害者が施設から他の人と平等な地域社会での自立した生活への効果的な移行を目的として、期限のある基準、人的・技術的資源及び財源を伴う法的枠組み及び国家戦略に着手すること

###### 【個人の移動】

(9) 障害者総合支援法に基づく制限を撤廃し、す

すべての地域において障害者の自由な身の回りの移動を確保すること

### 【教育（インクルーシブ教育）】

- (10) 分離特別教育を終わらせるため、法律、国家政策、行政通知などで、障害のある子どもがインクルーシブ教育を受ける権利を認識すること
- (11) すべての障害のある生徒が、あらゆる教育段階においても必要な合理的配慮と個別支援を受けられるよう、目標、期間、十分な予算を伴った、質の高いインクルーシブ教育に関する国家行動計画を採択すること
- (12) 全ての障害のある児童に対して、個別の教育要件を満たし、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を確保するために合理的配慮を保障すること

### 【労働及び雇用】

- (13) 障害者が、同一労働同一報酬を伴う形で、作業所及び雇用に関連した福祉サービスから、民間及び公的部門における開かれた労働市場へ障害者が迅速に移行するための努力を強化すること

上記はごく一部であり、総括所見は多岐にわたる内容となっていますが、中でも「自立した生活と地域社会への包容」と「教育（インクルーシブ教育）」については、通常の勧告ではなく「強い要請」として示されており、その内容も含めて注目されました。とりわけ「自立した生活と地域社会への包容」については、入所施設を含む収容施設を「終わらせる」ことや、財源措置を伴う時限立法を求めているほか、グループホームも「特定の生活施設」として位置付けるなど、かなり踏み込んだ内容となっています。もちろん、日本においてもこの20年ほどは障害者の地域生活を進める施策が主軸となっているわけですが、国連としては「さらに加速させるべき」と評価したわけです。

### 総合支援法・児童福祉法改正のポイント

こうした背景もあって改正された総合支援法・児童福祉法となりますが、そのポイントは次のとおりとな

ります。

### 児童福祉法・障害者総合支援法の改正概要

#### （児童福祉法関係）

- (1) 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化
- (2) 障害児入所施設の入所児が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化

#### 【総合支援法関係】

- (3) グループホームの支援内容に、居宅における自立した日常生活への移行支援を追加
- (4) 地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務として位置づけ
- (5) 基幹相談支援センターの設置を市町村の努力義務として位置づけ
- (6) 自立支援協議会の機能強化
- (7) 就労アセスメントの新サービス（就労選択支援）創設
- (8) 就労移行支援・継続支援の利用対象拡大
- (9) 障害福祉サービス関係のデータ活用

(1) については、児童発達支援センター（以下「児発センター」という）が地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化したものです。今後は、児発センターが未就学期から高校生年齢までの障害児支援を下支えすることとなります。あわせて、児発センターが障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう、福祉型、医療型の類型を一元化します。そして、法改正を補足する形で、児童発達支援や放課後等デイサービスのあり方も見直されることになっており、こちらについては報酬改定の議論で具体的な内容が示されることになっています。

(2) については、障害児入所施設の入所児が地域生活等へ移行する際の調整責任主体が不明確だったことを踏まえ、都道府県・政令市が以降の調整主体となることを明確化したものです。また、18歳以上になっても障害児入所施設にとどまるケースが多いこと

から、入所可能年齢を最大でも 22 歳までとすることも決まりました。

(3) については、グループホームで提供すべき支援の中に「居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援助を行うこと」が追加されています。これは、グループホームの支援として明示されていなかった地域生活への移行と移行後の支援を明確化したものであり、今後は、この法改正を踏まえて政省令や報酬の見直し議論の中で、いわゆる「通過型グループホーム」が制度化されていくこととなります。また、支援内容に地域生活移行が示されたことにより、通過型ではない既存型のグループホームにおいても、入居者本人の意向に基づいて地域生活への移行を進めていくことが求められるものと思われます。

(4) については、各地で対応が進んでいる地域生活支援拠点（面的整備を含む）の整備について、市町村の努力義務とすることが示されました。地域生活支援拠点の整備自体は多くの地域で進んでいますので、努力義務化に大きなインパクトはありません。しかし、実は総合支援法には地域生活支援拠点に関する規定がなかったので、用語の定義などが明確化したという意味では大きな改正となります。

(5) については、地域における相談支援体制の要となる基幹相談支援センターの設置を市町村の努力義務としたものです。また、都道府県には広域的観点からの助言や援助が努力義務化されました。

(6) については、自立支援協議会の構成員に守秘義務を課したほか、市町村などに対して協議に必要な資料や情報の提供を求めることができる規定を新設しています。

(7) については、これまで就労移行支援事業や就業・生活支援センターなどで実施してきた就労希望者に対するアセスメント（状況確認）を専門に実施する新しいサービス（就労選択支援）を新設することとしたものです。国の資料によると「就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者」を対象として、

「短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮」などを整理して、「評価及び整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業者などとの連絡調整」を行うサービスとされています。

(8) については、就労移行支援・継続支援の利用対象として、新たに企業就労している人のうち、その会社で働き続けるために必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするケースにも拡大するものです。就職した直後、あるいは体力的に働き方を変えていく必要が生じたときなどの利用が見込まれています。

(9) については、たとえば市町村が障害福祉計画を策定する際に、匿名化された障害福祉サービス関係のデータを活用できるよう、国がデータ分析や公表を行う規定を新設しました。

## 権利条約総括所見と法改正

今回の総合支援法・児童福祉法の改正と権利条約総括所見との関係性については、法改正に向けた検討が令和 3（2021）年からスタートしていたこともあり、正直なところ総括所見の内容までを見据えた内容になっているわけではありません。

とはいえ、透かして見てみると関係しそうな部分もあります。前述のとおり日本においてはこの 20 年ほどは障害者の地域生活を進める施策が主軸となっているわけで、その方向性は、特に総合支援法改正で堅持されています。グループホームの支援として明示されていなかった地域生活への移行と移行後の支援を明確化されたことなどは、その一例といえるでしょう。

ただ、権利条約総括所見の内容を踏まえた法改正、とりわけ「強い要請」として示された「障害者が施設から他の人と平等な地域社会での自立した生活への効果的な移行を目的として、期限のある基準、人的・技術的資源及び財源を伴う法的枠組み及び国家戦略」のあり方については、これからの動向を注視する必要があります。

# 今、地域で何をすべきか、何ができるか

## 権利条約の総括所見を受けて

社会福祉法人さざんかの会 事務局長／公益社団法人日本発達障害連盟 監事

森 将知

権利条約の総括所見のなかのとりわけ強い要請・勧告において、地域で支援を実践する立場として衝撃を受けたのは、第19条「自立した生活及び地域社会への包容」の中身ではないでしょうか。障害者の施設収容を廃止（脱施設化）、またグループホームを含む特定の生活施設で生活する義務を負わないこと、地域での自立生活への移行を目的とした期限のある基準、人的・技術的資源および財源を伴う法的枠組み、および国家戦略への着手という大きな課題が示され、現場では「そんなこと言われても……」という空気があるのも事実だと思います。

今回、権利条約の総括所見について様々な識者からご意見を伺う機会を得たのですが、そのなかで「権利条約の批准は国連に押し付けられたものでもなく、日本が自ら批准に向けて手を挙げ、自分たちの意志でやると決めたことであり、国連の障害者権利委員会の総括所見はその大きな方向性を示唆したもので、どう進めるかは日本自ら考え決めることだ」という意見をいただきました。筆者はこの意見を聞き、当たり前のことですが自分たちが主体的に取り組み進めていくことであり、自分事としてできることを考える義務もあるという思いを再認識しました。国家戦略という大きな視点も、自分たちの地域や一人ひとりの生活を支えることから変えていくことができる、そんな思いから、東京家政大学人文学部教育福祉学科の田中恵美子先生に、地域で何をすべきか、何ができるかをインタビューによりお聞きしました。

筆者の活動する東京都北区では、2022年の議会の中で、区内に障害者入所施設の設置を求めるという陳情が全会一致で採択されました。あわせて重度障害者への受け入れ対応等の地域生活支援拠点の機能を備え

たグループホームの設置を求めるといった陳情も採択されています。

これまで区内では弊法人も、重度障害者への受け入れ対応等の地域生活支援拠点の機能を備えたグループホームを公募により運営していますが、数も少なく、親の高齢化や障害の重度化により、いわゆる都外の入所施設への入所以外の選択肢がありませんでした。こうしたことが理由として挙げられ、障害のある子を持つ親の強い要望から採択に至りました。

しかしながら、この議論や陳情の過程で、障害者権利条約の総括所見やこれまでの国の施策の方向性について議論されることが少なく、もちろん切に願う関係者の想いや現状には理解しつつも、このままでよいのかという思いでいます。

国連の障害者権利委員会が2022年9月に示した「緊急時を含む脱施設化ガイドライン」のなかで「施設収容は、障害者が自立して生活し、地域社会に含まれる権利と矛盾する」「あらゆる形態の施設収容を廃止、新たな施設への投資を控える、施設入所が決して障害者保護の一形態、あるいは『選択』とみなされてはならない」と述べられています。

同じ地域で活動するものとして、入所施設の設置はやむを得ないこととしてこのまま何もせずにおいてよいのか、という思いで東京家政大学の田中先生に相談もかねてのインタビューとなりました。

地域で何ができるかという問いのなかで、田中先生からは「具体的には重度訪問介護などの拡充や運用を見直し『在宅で暮らし続ける』ことをいかに当たり前にできるかが大切であり、特に今自宅などで家族と住んでいる方などが『住み続けられること』を担保できるかが重要」という意見をいただきました。また「障

害のある方を集めて合理的に対処しようとする、予算や人材などの課題が結果として合理的でなくなるので、地域のサービスを必要となるところへ配分できる仕組みが必要」ともおっしゃっています。

「施設に入りたくて入っているんじゃないという現実には、本当に入らなくて済むような地域の新たなモデルが必要ではないか」という示唆もいただきました。

地域生活支援拠点や相談支援など地域のコーディネーターの存在の重要性や、地域での自立生活の体験の場の必要性、そして特に都内の空き家などを活用した一軒家などでの新たな支援・くらしの場の創設など、今できること、またできるかどうかではなくやってみようという新たなモデル（一軒家での支援など）へのチャレンジをすることの大切さを伺い、自分自身、非常に心が動かされました。

これまで重度訪問介護の社会資源の少なさや、区内の協議の場の少なさなど現実の課題にとらわれすぎ、「こうしたい」「やってみよう」という思いに目を背けていたのではないかと自戒しました。「キーパーソンが必要で、本当に動く思いのある人が、最初は1人か2人と少なくとも動いていくことで、ロールモデルとなり、それを見たり一緒に動いた思いのある人が、楽しそう！ やってみたい！ となっていく」という田中先生の言葉から、まずは自分自身が動き出すことで、自分の周囲だけでなく地域を変えることができるのではないかと強く感じています。

脱施設化など、大きく困難な壁に見える課題も、地域で動いていくことできっと変えていける、権利条約

の総括所見はそのための指針であり一歩を踏み出さきっかけだと、今回のインタビューで実感させていただきました。田中先生には心より感謝申し上げます。

また、地域を変える、動くことの前提として、地域を理解することも大切です。地域を知るための方法として社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会発行の『地域のいい場のフィールドノート』を活用した研修を紹介させていただきます。2021年に理事・監事を中心としたメンバーによる「私たちにいい地域貢献を考える」をテーマにしたワークショップから生まれたこのノートは、一人の生活者として「地域のいい場」を考え共有・追体験することで、多様さを内包する「わたし」を意識してみることで、そこから「わたし」や「地域」への新たな気づきを与えることの大切を伝えていきます。

筆者も東京都手をつなぐ育成会様から、この『地域のいい場のフィールドノート』を活用した、法人を超えた研修への参加のお誘いを受けており、今から楽しみにしています。今回の特集のなかでは、権利条約や障害者総合支援法の方向性、特に脱施設化など非常に大きな課題について取り上げてきましたが、東京家政大学の田中先生へのインタビューや社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会の研修などから、地域を見つめなおすこと、また自分自身の視点を変えることが権利条約の総括所見への答えではないかと感じています。

本特集が、それぞれの地域で一人ひとりが輝くことができるきっかけになれば幸いです。



## 共生社会に向けて相談支援体制に求められていること

公益社団法人日本発達障害連盟 会長 **小澤 温**

誰もが同じ権利をもった存在として障がい者が特別視されない、差別の対象にならない社会だけでなく、障がい者とその他の人たちが相互に支え合うことを目標にしている社会という意味で、共生社会という言葉は障がい福祉では以前から使われてきました。

この共生社会という言葉が障がい福祉分野を超えてよく広く使われるようになったのは、2016年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」(2016年6月2日)の中で地域共生社会の実現が提唱されたことの影響が大きいと思います。ここでは、成長と分配の好循環、働き方改革、子育て・介護の環境整備等の項目にそって、政府として取り組むべき戦略が示されています。この中では特に「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」ことの重要性を主張しています。このような考え方は、障がいの有無を超えて、インクルージョンを推進していくこととして捉えることができます。

現在、従来の児童、障がい、高齢、貧困などの分野別の相談支援体制では対応が困難な課題が地域において山積しています。そのため、分野横断的な相談支援体制の構築が強く求められています。そのために、2020年には社会福祉法が改正され、2021年から施行されました。この法改正の柱として、次の5点があげられています。

- ①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築
- ②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
- ③医療・介護のデータ基盤の整備の推進

- ④介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化
- ⑤社会福祉連携推進法人制度の創設

障がい福祉では、2020年の社会福祉法の改正以前から障害者総合支援法の展開の中で、地域における相談支援体制の構築を目的にした制度改革が行われてきました。その点では、共生社会づくりを早い時期から目指していたといえます。具体的な施策としては、障害者総合支援法で制度化された基幹相談支援センターが重要です。基幹相談支援センターは、障がい者に対する相談支援の中核的な役割を担う機関として制度化されました。その役割には、相談支援、情報提供、相談支援にかかわる人材育成、地域の相談支援にかかわる機関間の連携の推進などがあります。ただし、分野横断的な相談支援の取り組みをより強く推進していくためには、基幹相談支援センターの設置だけでは十分ではないことから、重層的な相談支援体制を構築することが求められています。

重層的な相談支援体制は、障がい福祉分野に関していえば、第1層では、障がい福祉サービスを利用する人に対して取り組む基本相談支援に基づいた計画相談支援の取り組みです。ここでは、指定特定相談支援事業が主な担い手になります。第2層では、障がい福祉サービスの利用だけでなく、より幅広い利用者のニーズに対応する一般的な相談支援です。ここでは、市町村相談支援事業が主な担い手になります。第3層では、地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発などの共生社会づくりに根差した取り組みになります。ここでは、基幹相談支援センターと市町村等の自立支援協議会が主な担い手になります。このような相談支援体制の構築によって、分野横断的な地域の課題に対して対応できるシステム作りが、共生社会を目指した取り組みとして重要です。

# 第26回アジア知的障害会議開催！

## ツアー参加のご案内

2年に1度開催されるアジア知的障害会議が、今年はマカオで開催されます。当連盟では、以下の日程でツアー参加者を募集していますので、ぜひご参加ください。

旅行期間：2023年11月27日(月)～11月30日(木)(予定)

募集人員：60名程度

アジア会議開催会場：Macau Fisherman's Wharf Convention and Exhibition Centre

宿泊予定ホテル：Harbourview Hotel Macau

ツアー企画会社：株式会社JTB

詳細は決定次第、当連盟ホームページに掲載します。



Harbourview Hotel Macau

## Topics

## アジア知的障害会議の歴史

日本発達障害連盟顧問 **金子 健**

今から半世紀ほど昔、1973年、フィリピンのマニラにアジア諸国の知的障害関係者が集まって会議を持ちました。20か国から420人が参加し、日本人参加者は12人でした。この会議で、アジア精神薄弱連盟が設立され、一国一団体が会員となり、会員国持ち回りで2年に1度研究大会を開催することなどが決められました。そしてこの次の会議を日本で開催することになり、日本の関係者は知的障害関係の4つの団体を一つにまとめることが求められました。こうして社団法人日本精神薄弱福祉連盟(現・公益社団法人日本発達障害連盟)が結成されたのです。

1975年、第2回アジア知的障害会議が東京で、21か国575人の参加を得て、「精神薄弱者の権利」をテーマに開催されました。そして会員国を一巡した2003年、第16回会議が日本のつくばで開催され、「エンパワメントと完全参加」をテーマに世界各地から882名が集いました。



開会式での皇太子ご夫妻(現・天皇皇后両陛下)のご挨拶に、当時としては画期的な「共に学び共に育つ」という文言を入れていただくと共に、内外から参加した多くの障害当事者の皆さんとも交流していただきました。この大会は、障害者本人が自分の生活や仕事について発表するなど、本人参加というこの会議の流れの発端となりました。その後も日本の障害児全員就学や就労支援の取り組みがアジア諸国に影響を与えています。一方、フィリピンや台湾のインクルージョンの取り組みや、韓国のIT活用の教育実践などから多くを学ぶ機会となりました。



今年11月には第26回会議がマカオで開催されます。この半世紀の間には政変で国の体制が変わったり、会員団体の財政状況悪化のため会費滞納が続いたり、国それぞれで悲喜こもごもとも言えます。世界が平和であってこそその共生社会実現という側面、弱い立場の人々が尊重される社会こそが強い社会であるという思いを信じて、このアジア知的障害連盟という交流の場の発展を期待しています。(写真は第16回大会での理事会の一コマ)



## Kaoru Star Raft Award (薫・星槎賞) について

星槎大学 教授 西永堅

1973年から2年に1度、アジア知的障害連盟(AFID:2005年までは、アジア精神遅滞連盟(AFMR)という名称でしたが、2007年に名称が変更されました)主催のアジア知的障害会議が行われています。初回はフィリピン・マニラで行われましたが、日本は、第2回の1975年と、第16回の2003年にホスト国を担当しています。

そして、2007年から、アジア知的障害連盟のアジアリソースセンタの活動の一つとして、Star Raft Award(星槎賞)の授与が始まりました。Star Raft Award(星槎賞)は、日本の星槎グループ会長宮澤保夫氏の寄付によって始まりました。星槎(Star Raft)とは、星の「いかだ」を意味します。「海の中から現れた『いかだ』が天空を旅した」という伝説にもつながります。いかだは、長さや太さが異なる木を、強いロープで結び、大きな船となります。星槎賞もAFIDの加盟国・地域の、インクルーシブで多様性を尊重した優れた3つの活動に対して、アジア知的障害会議の開会式で授与されています(賞金10万円と副賞の楯が授与されます)。

また、星槎賞の名称は2017年より、アジア地域において知的障害がある人たちの教育にご尽力された、初代星槎大学学長である故山口薫先生のお名前を加えて、薫・星槎賞(Kaoru Star Raft Award)に変更されました。

さて、過去3回のKaoru Star Raft Award(薫・星槎賞)は、バングラデッシュ・ダッカで行われた2017年には、韓国、シンガポール、バングラデッシュの3か国の活動、ネパール・カトマンズで行われた

2019年は、フィリピン、ネパール、シンガポールの3か国の活動、2021年は、COVID-19の影響で、フィリピンがホスト国でありましたが、リモート会議となって、日本、シンガポール、フィリピンの3か国の活動が授賞しています。例えば、2021年の日本の代表となった全日本知的障がい者スポーツ協会の活動は、日本と韓国のスポーツ交流プログラムでした。この活動は、競技を行うだけではなく、お互いの文化を経験するというのも目的となっていました。まさにインクルーシブな活動として評価されたと考えられます。

アジア知的障害会議では、Kaoru Star Raft Award(薫・星槎賞)の授賞だけではなく、専門家からの学術的な発表もありますし、知的障害当事者の発表や、加盟国・地域の知的障害教育や福祉の状況報告(Country Report)、ホスト国の知的障害関連の施設見学や、文化のタベ、さようならパーティ(Farewell Party)といった、さまざまなプログラムがあります。海外に行くことの楽しみだけではなく、海外の方たちとの交流は、とても思い出に残るものとなります。今年は、マカオで11月27日から12月1日まで行われます。マカオは現在世界的な観光地となっておりますので、ショッピングやグルメも楽しめると思います。また、マカオから、珠海まで足を伸ばせば、世界最大の水族館である珠海長隆海洋王国にも行けると思います。ぜひ、ご一緒に第26回アジア知的障害会議マカオ大会にご参加いただければと思います。また、同時に、Kaoru Star Raft Award(薫・星槎賞)2023にご応募お待ちしております。



# News!

## 日本発達障害連盟ホームページ、リニューアル

6月1日に当連盟のホームページをリニューアルし、閲覧いただく皆様にとって、より情報が届きやすいデザインに刷新いたしました。



リニューアル後のトップページ

リニューアルしたホームページでは、新たに準会員の皆様のみ閲覧いただける、前年度のセミナーのダイジェスト版の配信が加わりました。社内研修などご利用いただけるような内容になっております。（※準会員の募集については封入募集チラシでご案内させていただいておりますが、詳しい特典につきましては募集チラシをご覧ください。）また、昨年度まで Amazon で販売しておりました連盟発行の書籍を、再びホームページから購入できるようになりました。

これからも皆様のお役に立つ情報を発信し、内容の充実した魅力溢れるホームページにしていきますので、ぜひご覧ください。



セミナーのダイジェスト版を準会員向けに配信

連盟発行書籍を販売するページ

# 公益社団法人日本発達障害連盟 2023(令和5)年度事業計画

## 【公益事業】

### ア、開発途上国支援事業

#### ア-1 情報提供事業

アジア知的障害連盟加盟国と障害福祉の現状についての情報交換のできるビデオの作成をし、配信する。また、この情報交換の内容をJ LNEWSなどに掲載し、アジア諸国の障害福祉の現状をシリーズとして掲載していく。

#### ア-2 開発途上国で実施する事業

アジア知的障害連盟に加盟する国等と連携し、開発途上国の非営利団体活動支援のために人材派遣等を行う。

### イ、国際交流事業

#### イ-1 アジアおよびその他地域の関係者との連携強化

2023年11月27日から3泊4日マカオで開催するアジア知的障害者会議へ会長と国際委員1名が参加。また、参加者を募集するツアーの企画、大会当日の発表者の補助を行う。

### ウ、日本国内の発達障害者の生活向上と社会統合をめざす事業

#### ウ-1 発達障害福祉月間の実施

内閣府主催の12月に実施される障害者週間セミナーへエントリーするとともに、構成団体と協力し、動画ビデオを作成配信し、全国の関係機関へ啓発事業の実施を呼びかける。

#### ウ-2 情報提供事業

- 1 『発達障害白書2024年版』の編集、発達障害分野の書籍・DVDの頒布。
- 2 JL NEWSの発行、ホームページ等での情報発信。

国内外の情報を提供することを目的として、隔月(147~150号)および号外1号を発行し、関係団体(者)に配布する。テーマは、医療、教育、福祉、法改正、国際協力等。A4判12ページ。5月8,000部配布/号、8、11、2月500部配布/号、号外号10,000部配布。また、ホームページをリニューアルし、内容を充実させ、構成団体の研修等の情報も掲載し、様々な情報提供に努めると共に事業の理解・協力者の獲得をはかる。

#### ウ-3 研究・啓発事業

- 1 発達障害医学セミナーを集合研修にて開催する。  
テーマ：未定 日程：1月調整

場所：青山学院大学 定員：100名

- 2 (1) 発達障害自閉症セミナーを集合研修にて開催する。テーマ：共生社会の実現を目指した自閉症支援を考える～自閉症支援のコアスキルを学ぶには～

日程：2023年7月29、30日(土、日)

場所：北とぴあ(東京都北区) 定員：100名

- (2) 発達障害児・家族に関わる支援者を伸ばす実践セミナーを集合研修にて開催する。テーマ：未定(全体研修1日、テーマ別2研修開催。7月と12月の2回開催)

日程：2023年7月8、9日(土、日)と12

月9、10(土、日)で調整

場所：北とぴあ(東京都北区)

定員：各日程100名

#### ウ-4 調査、資料収集、研究事業

厚生労働省障害者総合福祉推進事業の受託

#### ウ-5 事務所賃貸事業

本連盟と同様の目的で活動する非営利団体に事務所および会議室を賃貸する。

## 【その他の活動】

### 組織の運営・強化

- (1) 正会員の拡大
- (2) 準会員の拡大
- (3) 賛助会員の拡大 ※別紙拡大案資料
- (4) 寄付金獲得

新しい時代に合った資金獲得手段(クラウドファンディングなど)を活用し、連盟の強みを生かした事業を計画し、賛同者と資金獲得を目指していく。また、連盟の事業を企業などに周知し、事業などに対する寄付獲得する。

#### (5) 委員会の設置

事業運営を円滑に行う為に委員会を設置し、事業の内容の検討を行う。

#### (6) 総会・理事会の開催

6月に令和4年度決算についての理事会・総会を実施する。また、3月に令和6年度の予算理事会を実施する。

新刊!

# 発達障害医学の進歩 34

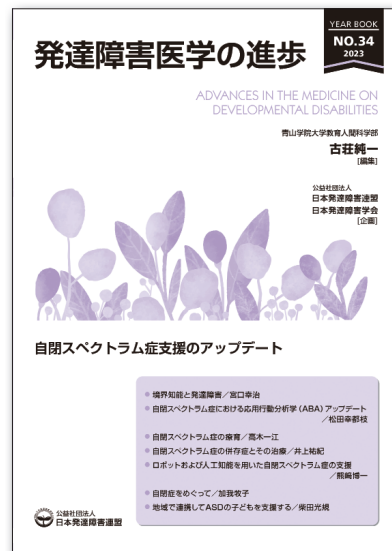
## 自閉スペクトラム症支援のアップデート

自閉スペクトラム症には症状や困難さに多様性があり、必然的に配慮や支援も個々により異なる。薬物治療、心理療法、合理的配慮、併存症の治療、人工知能を用いた診断支援法など、当事者に合った適切な支援法を組み合わせることが肝要である。これまでの知見をアップデートしつつ、明日からの当事者・利用者の理解・支援に参考となる地域・機関での実践的なプログラムを紹介する。

### 《目次紹介》

- 境界知能と発達障害／宮口幸治
- 自閉スペクトラム症における応用行動分析学(ABA)アップデート／松田幸都枝
- 自閉スペクトラム症の療育／高木一江
- 自閉スペクトラム症の併存症とその治療／井上祐紀
- ロボットおよび人工知能を用いた自閉スペクトラム症の支援／熊崎博一
- 自閉症をめぐる／加我牧子
- 地域で連携してASDの子どもを支援する／柴田光規

- ◆ 企画・発行：公益社団法人 日本発達障害連盟 日本発達障害学会
- ◆ 編集：古荘純一
- ◆ 定価：2,750円(税込)
- ◆ B5判/80頁
- ◆ ISBN 978-4-902448-08-5
- ◆ 発行日：2023年6月15日



ご注文はHPまたはFAXにて

公益社団法人 日本発達障害連盟

<http://www.jlidd.jp/info02/発達障害医学の進歩 34/>

FAX : 03-5814-0393

Email : [book@jlidd.jp](mailto:book@jlidd.jp)



## 賛助会員募集

### 私たちの事業活動にご賛同いただける会員(個人・法人)を募集しています

会費1口(1年間4月1日から3月31日まで)10,000円/会員特典がございます。

● ご賛同いただきありがとうございます(23.4.1~5.19 順不同/敬称は省略させていただきます)

篠崎いずみ(特非)にじと風福祉会 武田信子 石渡和実 稲垣真澄(福)後志報恩会大江学園(特非)せたがや白梅白梅福祉作業所(福)翼会つばさ学園 四保一幸 池谷尚剛 丸山肅 御供正明 明官茂(福)みな実福祉会はすの実作業所 東京都石神井学園 障害者支援施設六山の里 北区立赤羽西福祉工房 港区立児童発達支援センター(特非)紡ぐ(特非)ぱれっと 白鳥福祉館 調布市知的障害者援護施設そよかぜ(特非)子ども館ゆめのたまご 埼玉県社会福祉事業団あげお ひまわり学園 豊島区立駒込生活実習所(福)たけのこキッズ(株)gift(福)まつど育成会(福)くにみ会くにみ園(福)藤倉学園大島藤倉学園(株)さくらみち(福)さざんか会のみる(福)ひつじはたらき 小池敏之(特非)きぼう 伸栄学習会北栄教室(福)エルム福祉会 smile(福)野菊寮(福)小諸学舎(福)千手会木の宮学園(福)いずみ会オードリー(福)新世会みのりの郷(福)ななくさ(特非)ぼでーる(福)陽だまり(福)落穂会あさひが丘学園(特非)カモミール



## 公益社団法人 日本発達障害連盟

私たちは、世界の知的障害・発達障害のある人々が、障害のない人と共に参加する共生社会の実現を目指しています。

### 【構成団体】

当事者と親・保護者の会

福祉施設関係者の団体

学校教育関係者の団体

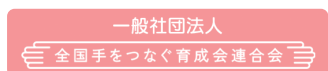
研究者の団体

一般社団法人  
全国手をつなぐ育成会連合会  
【ホームページ】<http://zen-iku.jp/>  
【TEL】03-5358-9274

公益財団法人  
日本知的障害者福祉協会  
【ホームページ】<http://www.aigo.or.jp/>  
【TEL】03-3438-0466

全日本特別支援教育研究連盟  
【ホームページ】<http://zentokurenhp.world.coocan.jp>  
【TEL】03-3822-1606

日本発達障害学会  
【ホームページ】<http://www.jasdd.org/>  
【TEL】03-5814-8022



編集：公益社団法人 日本発達障害連盟 会長 小澤 温  
〒114-0015 東京都北区中里1-9-10 パレドール六義園北402  
TEL : 03-5814-0391 FAX : 03-5814-0393 URL : <http://www.jlidd.jp/>

発行：障害者団体定期刊行物協会(SSKP)  
〒157-0072 東京都世田谷区祖師谷3-1-17 ヴェルドゥーラ祖師谷102  
※無断転載・複製を禁じます。 2023年4月21日発行 定価100円